

伯耆町過疎とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画（変更）

伯耆町過疎とみなされる区域に係る過疎地域持続的発展計画の一部を次のように変更する。

変 更 後	変 更 前
<p>1 基本的な事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 人口及び産業の推移と動向</p> <p>ア 人口の推移と今後の見通し</p> <p>本町の人口は、国勢調査ベースで昭和35年以降は減少率10%程度の減少傾向で推移してきましたが、昭和50年には人口減少率が低下し、昭和55年には約5%の増加に転じています。これは、昭和48年頃から始まった岸本地域での宅地開発などによるもので、昭和60年から平成2年までは2%程度の微増傾向の推移となっています。その後、平成7年は横ばいになった後、再び減少に転じ、平成12年は0.5%、平成17年は2.4%、平成22年は5.8%、平成27年は4.3%、令和2年は3.8%の減少となっています。</p> <p>溝口地域の人口は、昭和35年から昭和50年にかけて10%近い減少率で大幅に減少し、昭和55年には微増に転じましたが、昭和60年以降は減少が続いています。その後、減少率が再び高くなり、平成22年は9.1%、平成27年は10.5%、令和2年は10.4%と過疎化に歯止めがかからない状況が続いています。</p> <p>高齢者比率は昭和35年の8.4%から年々上昇しており、平成2年ごろからは上昇率が高まっています。町全体の高齢者比率は、平成27年は36.3%、令和2年は39.8%、溝口地域では平成27年は40.7%、令和2年は45.8%と高齢者が4割以上を占め、増加しています。特に、溝口地域の高齢者比率は町全体よりも高く、令和2年には前回調査時よりも5.1%上昇しており、ますます高齢化が進行しています。</p> <p>一方、若年者比率は、昭和50年までは20%台で推移していましたが、昭和60年から平成17年までは13～14%台となっています。その後も減少し、平成27年は10.6%、令和2年は9.4%となっています。溝口地域では、昭和60年は14.9%、平成2年から平成17年には12～13%台、その後も減少し、平成27年は9.9%、令和2年は8.1%と町全体よりも少子化が進行しています。このように、少子高齢化の傾向が続いており、地域の後継者不足は将来的に地域社会の維持を困難にし、地域の持続的発展に支障をきたすことが懸念されます。</p>	<p>1 基本的な事項</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 人口及び産業の推移と動向</p> <p>ア 人口の推移と今後の見通し</p> <p>本町の人口は、国勢調査ベースで昭和35年以降は減少率10%程度の減少傾向で推移してきましたが、昭和50年には人口減少率が低下し、昭和55年には約5%の増加に転じています。これは、昭和48年頃から始まった岸本地域での宅地開発などによるもので、昭和60年から平成2年までは2%程度の微増傾向の推移となっています。その後、平成7年は横ばいになった後、再び減少に転じ、平成12年には0.5%、平成17年には2.4%、平成22年には5.8%、平成27年には4.3%の減少となっています。</p> <p>溝口地域の人口は、昭和35年から昭和50年にかけて10%近い減少率で大幅に減少し、昭和55年には微増に転じましたが、昭和60年以降は減少が続いています。その後、減少率が再び高くなり、平成22年は9.1%、平成27年には10.5%と過疎化に歯止めがかからない状況が続いています。</p> <p>高齢者比率は昭和35年の8.4%から年々上昇しており、平成2年ごろからは上昇率が高まっています。平成27年には町全体の高齢者比率は36.3%、溝口地域では40.7%と高齢者が4割以上を占めています。特に、溝口地域の高齢者比率は町全体よりも高く、平成27年には前回調査時よりも3.4%上昇しており、ますます高齢化が進行しています。</p> <p>一方、若年者比率は、昭和50年までは20%台で推移していましたが、昭和60年から平成17年までは13～14%台となっています。その後も減少し、平成27年には10.6%となっています。溝口地域では、昭和60年は14.9%、平成2年から平成17年には12～13%台、その後も減少し、平成27年には9.9%と、町全体よりも少子化が進行しています。このように、少子高齢化の傾向が続いており、地域の後継者不足は将来的に地域社会の維持を困難にし、地域の持続的発展に支障をきたすことが懸念されます。</p>

変更後

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)  
—過疎地域とみなされる区域(溝口地域)—  
表(昭和35年～平成27年) (略)

区分	令和2年	
	実数	増減率
総数	△ 3,728	% -10.4
0歳～14歳	340	-12.4
15歳～64歳	1,681	-19.3
うち15歳～29歳(a)	303	-26.6
65歳以上(b)	1,707	0.8
(a)/総数	%	
若年者比率	8.1	＝
(b)/総数	%	
高齢者比率	45.8	＝

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)  
—過疎指定地域(溝口地域)を含む町全体—  
表(昭和35年～平成27年) (略)

区分	令和2年	
	実数	増減率
総数	△ 10,696	% -3.8
0歳～14歳	1,285	0.6
15歳～64歳	5,159	-11.1
うち15歳～29歳(a)	1,003	-14.7
65歳以上(b)	4,252	5.3
(a)/総数	%	
若年者比率	9.4	＝
(b)/総数	%	
高齢者比率	39.8	＝

表1-1(2) (略)

変更前

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)  
—過疎地域とみなされる区域(溝口地域)—  
表(昭和35年～平成27年) (略)

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)  
—過疎指定地域(溝口地域)を含む町全体—  
表(昭和35年～平成27年) (略)

表1-1(2) (略)

変更後

イ 産業の推移と動向

本町の令和2年の15歳以上就業人口は岸本地域3,533人、溝口地域1,936人で、合計5,469人です。産業別の就業人口比率は、町全体では第一次産業16.1%、第二次産業19.4%、第三次産業64.5%と第三次産業が全体の半数以上を占めています。溝口地域では、全町と同じく第三次産業が最も高い割合となっていますが、第一次産業21.6%、第二次産業18.3%、第三次産業60.1%と第一次産業の割合が町全体に比べて5.5%高くなっています。

産業構造の変化を見ると、溝口地域では昭和40年までは基幹産業としての農林業を中心とした第一次産業主体の産業構造でしたが、昭和40年代以降の製造業を主とする企業誘致や豊富な観光資源を活かした産業の導入、老人福祉施設などの医療・福祉産業等によって、第二次、第三次産業への転換が進んでいます。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)  
—過疎地域とみなされる区域(溝口地域)—

表(昭和35年～平成27年) (略)

区分	令和2年	
	実数	増減率
総数	人 1,936	% -12.3
第一次産業 就業人口比率	% 21.6	=
第二次産業 就業人口比率	% 18.3	=
第三次産業 就業人口比率	% 60.1	=

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)  
—過疎指定地域(溝口地域)を含む町全体—

変更前

イ 産業の推移と動向

本町の平成27年の15歳以上就業人口は岸本地域3,617人、溝口地域2,208人で、合計5,825人です。産業別の就業人口比率は、町全体では第一次産業16.6%、第二次産業20.2%、第三次産業63.2%と第三次産業が全体の半数以上を占めています。溝口地域では、全町と同じく第三次産業が最も高い割合となっていますが、第一次産業21.3%、第二次産業19.6%、第三次産業59.1%と第一次産業の割合が町全体に比べて4.7%高くなっています。

産業構造の変化を見ると、溝口地域では昭和40年までは基幹産業としての農林業を中心とした第一次産業主体の産業構造でしたが、昭和40年代以降の製造業を主とする企業誘致や豊富な観光資源を活かした産業の導入、老人福祉施設などの医療・福祉産業等によって、第二次、第三次産業への転換が進んでいます。

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)  
—過疎地域とみなされる区域(溝口地域)—

表(昭和35年～平成27年) (略)

表1-1(3) 産業別人口の動向(国勢調査)  
—過疎指定地域(溝口地域)を含む町全体—

変更後					変更前							
表（昭和35年～平成27年）（略）					表（昭和35年～平成27年）（略）							
区分		令和2年			区分							
		実数	増減率									
総数		人	%									
		5,469	-6.1									
第一次産業 就業人口比率		%	=									
		16.1										
第二次産業 就業人口比率		%	=									
		19.4										
第三次産業 就業人口比率		%	=									
		64.5										
(3)～(8)（略）					(3)～(8)（略）							
2（略）					2（略）							
3 産業の振興					3 産業の振興							
(1) 現況と問題点（略）					(1) 現況と問題点（略）							
(2) その対策（略）					(2) その対策（略）							
(3) 計画					(3) 計画							
事業計画（令和3年度～7年度）					事業計画（令和3年度～7年度）							
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容			事業 主体	備考	持続的発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容		事業 主体	備考
2 産業の 振興	(1) 基盤整備						2 産業 の振興	(1) 基盤整備				
	農業	農業水路等長寿命化・防災減災事業 内 容: <u>農業水利施設の長寿命化を図るほか、水管理労力軽減や施設の機能低下により災害のおそれが生じている箇所において、その機能を回復するとともに、被害の発生を未然に防ぐための取組を実施する。</u>			町			農業	農業水路等長寿命化防災減災事業 (上野地区) 内 容: <u>農地中間管理機構を通して担い手へ農地の集積・集約が困難な地域の土地改良事業について、農業水路等長寿命化防災減災事業を実施する。</u>		町	

変 更 後				変 更 前			
		<p><u>必要性:</u> 主要水利施設である水路や農業用ため池及び取水堰等について、未整備箇所や老朽化により維持管理が困難になっているため、改修を行う必要がある。</p> <p><u>効果:</u> 未整備箇所や老朽化した水路や農業用ため池及び取水堰等の改修を行うことにより、水路等の長寿命化及び維持管理労力の軽減を図ることができる。</p>				<p><u>必要性:</u> 上野地区の主要水利である、農業用ため池及び取水堰からの水路の一部が土水路となっているため、水路構造物を入れることにより、水路の長寿命化及び維持管理労力の削減を図る。</p> <p><u>効果:</u> (R3)測量設計委託業務 L=230m (R4～R5)改修工事 L=230m 未整備箇所の改修を行うことにより、水路の長寿命化及び維持管理労力の削減を図ることができる。</p>	
		削除				<p>農業水路等長寿命化防災減災事業 (畑池地区)</p> <p><u>内 容:</u> 農地中間管理機構を通して担い手へ農地の集積・集約が困難な地域の土地改良事業について、農業水路等長寿命化防災減災事業を実施する。</p> <p><u>必要性:</u> 畑池地区の主要水利である取水堰からの水路が、取水堰の破損及び水路の漏水など、老朽化により維持管理が困難になってきているため、改修を行うことにより、水路の長寿命化及び維持管理労力の削減を図る。</p> <p><u>効果:</u> (R4)測量設計委託業務 L=500m (R5～R6)改修工事 L=500m 老朽化した取水堰及び水路の改修を行うことにより、水路の長寿命化及び維持管理労力の削減を図ることができる。</p>	

変 更 後					変 更 前				
			削除						<p>農業水路等長寿命化防災減災事業 (宮原地区)</p> <p><u>内 容:</u> 農地中間管理機構を通して担い手へ農地の集積・集約が困難な地域の土地改良事業について、農業水路等長寿命化防災減災事業を実施する。</p> <p><u>必要性:</u> 宮原地区の主要水利である水路について、老朽化により隧道の天井部分の崩落など、維持管理が困難になってきているため、隧道の改修を行うことにより、水路の長寿命化及び維持管理労力の削減を図る。</p> <p><u>効 果:</u> (R4)測量設計委託業務 L=300m (R5~R6)改修工事 L=300m 老朽化した隧道の改修を行うことにより、水路の長寿命化及び維持管理労力の削減を図ることができる。</p>
			削除						<p>農業水路等長寿命化防災減災事業 (中祖地区)</p> <p><u>内 容:</u> 農地中間管理機構を通して担い手へ農地の集積・集約が困難な地域の土地改良事業について、農業水路等長寿命化防災減災事業を実施する。</p> <p><u>必要性:</u> 中祖地区の主要水利である水路について、老朽化により水路の漏水が発生し、道路や宅地の陥没など、周囲に影響を与えているため、水路の改修を行うことにより、長寿命化及び維持管理労力の削減を図る。</p>

変 更 後					変 更 前					
								効果: ((R5)測量設計委託業務 L=500m (R6~R7)改修工事 L=500m 老朽化した水路の改修を行うことにより、水路の長寿命化及び維持管理労力の削減を図ることができる。		
	(3)経営近代化施設									
	農業	大滝放牧場管理用機械購入事業 内 容: 大滝放牧場の草地を管理するための除草作業用機械を購入する。 必要性: 大滝放牧場の草地管理は、既存の機械では草地の維持が難しい状況であるため、除草作業用機械を購入する必要がある。 効 果: 放牧場の草地管理を除草作業用機械で行うことで、放牧環境を改善するとともに、畜産農家の労力負担軽減や放牧頭数の増頭を図ることができる。		町						
	(9)観光又はレクリエーション	(略)					(9)観光又はレクリエーション	(略)		
		鬼の伝承公園トイレ等改修事業 内 容: 鬼の伝承公園トイレの屋根・外壁の再塗装及び補強、手洗いの自動水栓化、トイレ便器の洋式化の改修を行う。 必要性: 新型コロナウイルス感染症対策を行うとともに、建築から約25年経過し、経年劣化による不具合箇所を解消し、施設の長寿命化を図ることが必要である。 効 果: 屋根・外壁の長寿命化、衛生設備の新型コロナウイルス感染症対策、トイレ便器の洋式化によるバリアフリー化を図ることができる。		町						

変 更 後					変 更 前				
	(10)過疎地域 持続的発展特 別事業	(略)				(10)過疎地域 持続的発展特 別事業	(略)		
4 (略)					4 (略)				
5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 現況と問題点 (略) (2) その対策 (略) (3) 計画 事業計画 (令和3年度～7年度)					5 交通施設の整備、交通手段の確保 (1) 現況と問題点 (略) (2) その対策 (略) (3) 計画 事業計画 (令和3年度～7年度)				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備 考
4 交通 施設の整 備、交通 手段の確 保	(1)市町村道	(略)			4 交通 施設の整 備、交通 手段の確 保	(1)市町村道	(略)		
	(3)林道	鎌倉山林道改良事業 内 容: L=30.0m、W=5.0m 降雨により崩落した路側施設の改築を、 法面の修繕及び今後想定される法面崩 落の防止を目的として、かご砕工による 土留めを行う。 必要性: 当該林道の利用区域には、保安林等の 豊富な森林資源が存在しており、森林整 備・管理を進めるための林内路網として 必要な林道である。林道の崩落を防止す るため改良を行う。 効 果: 林道の崩落による事故を防ぎ、利用区域 にある森林の適正な森林整備・管理、木 材搬出等を進めることができる。	町						
	(6)自動車等	(略)				(6)自動車等	(略)		
	(8)道路整備機 械等	(略)				(8)道路整備 機械等	(略)		
	(9)過疎地域持 続的発展特別 事業	(略)				(9)過疎地域 持続的発展特 別事業	(略)		



変 更 後					変 更 前				
6 生活環境の整備					6 生活環境の整備				
(1) 現況と問題点					(1) 現況と問題点				
ア～オ (略)					ア～オ (略)				
カ 地籍調査									
<u>本町の地籍調査は、令和3年度末時点で計画面積128.28km<sup>2</sup>に対して、調査済面積32.63km<sup>2</sup>、進捗率は25.4%となっています。地籍調査は、土地をめぐる行政活動・経済活動すべての基礎データを築くものであり、今後も計画的に実施していく必要があります。</u>									
キ その他 (略)					カ その他 (略)				
(2) その対策					(2) その対策				
ア～オ (略)					ア～オ (略)				
カ 地籍調査									
<u>地籍調査事業については、今後も計画的に実施します。また、地籍調査成果を確実に管理し、安定的な成果の提供を継続します。</u>									
キ その他 (略)					カ その他 (略)				
(3) 計画					(3) 計画				
事業計画 (令和3年度～7年度)					事業計画 (令和3年度～7年度)				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環 境の整備	(1)水道施設	<u>伯耆町水道施設改良事業(溝口地区)</u> 内 容: 水道管(老朽管)を更新する。 必要性: 水道管破損により、漏水が頻発しているため、水道管更新が急務である。 効 果: 破損の影響による断水を減らし、より安心安全な飲料水供給を図ることができる。	町		5 生活環 境の整備				
	(2)下水道処 理施設	(略)					(2)下水道処 理施設	(略)	

変 更 後				変 更 前				
	(3)廃棄物処理施設	<p>清掃センター改良事業</p> <p>内 容: <u>清掃センターでの焼却業務終了に伴い、不要になったごみピットの埋戻し工事を行い、作業スペースを確保する。</u></p> <p>必要性: <u>清掃センターは、以前は焼却施設として活用していたが、現在は紙おむつ燃料化事業の処理施設として活用している。作業スペースを確保するため、ピットの埋戻しを行う必要がある。</u></p> <p>効 果: <u>紙おむつ燃料化処理機械横の不要なピットを埋戻すことにより、作業スペースを確保し効率的に事業運営することができる。</u></p>	町					
	(5)消防施設	(略)			(5)消防施設	(略)		
	(7)過疎地域持続的発展特別事業	(略)			(7)過疎地域持続的発展特別事業	(略)		
		<p>桝水第2配水池撤去事業</p> <p>内 容: <u>桝水第2配水池の解体、撤去を行う。5.2m×4.2m×H3.35m(RC造)</u></p> <p>必要性: <u>不用となった配水池を撤去する必要がある。</u></p> <p>効 果: <u>不用となった配水池を撤去することにより、国立公園内の環境保全を図ることができる。</u></p>	町					
	<p>地図管理事業</p> <p>内 容: <u>地籍調査成果及び電子化された公図を管理する地図管理システムとパソコン本体を更新し、管理運用する。</u></p> <p>必要性: <u>公図の交付や地籍調査成果の提供を継続実施するため、地図管理システム及びパソコンを更新する必要がある。</u></p> <p>効 果: <u>地籍調査成果の確実な管理及び安定的な住民サービスを継続することができる。</u></p>	町						
(8)その他	(略)			(8)その他	(略)			

変更後					変更前					
7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進					7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進					
(1) 現況と問題点 (略)					(1) 現況と問題点 (略)					
(2) その対策 (略)					(2) その対策 (略)					
(3) 計画					(3) 計画					
事業計画 (令和3年度～7年度)					事業計画 (令和3年度～7年度)					
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展施 策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3)高齢者福祉施設	(略)			6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(3)高齢者福祉施設	(略)			
	(8)過疎地域持続的発展特別事業	(略)				(8)過疎地域持続的発展特別事業	(略)			
		公共施設等AED更新事業 内 容: <u>住民の安全・安心を確保するため、町有公共施設にAEDを設置する。</u> 必要性: <u>住民の心停止による突然死を救うため、不特定多数の者が集う公共施設にAEDを設置する必要がある。</u> 効 果: <u>AEDを設置することで、心停止の傷病者に対して、迅速な救命処置が可能となり、救命率の向上が図られる。</u>	町							
	福祉相談支援システム導入事業 内 容: <u>総合相談事業において、既存の住基システムと連携可能な福祉相談支援システムを導入する。</u> 必要性: <u>相談内容や支援経過について、主に紙媒体で保管しており、情報共有に時間を要することや、担当以外が対応できない状況がある。</u> 効 果: <u>システムを導入することで、相談経歴・支援経過の検索と閲覧が容易になり、より住民に適したサービス提示など相談業務の効率化と向上、個人情報セキュリティ確保が図られる。</u>	町								

変 更 後					変 更 前				
8 (略)					8 (略)				
9 教育の振興 (1) 現況と問題点 (略) (2) その対策 (略) (3) 計画 事業計画 (令和3年度～7年度)					9 教育の振興 (1) 現況と問題点 (略) (2) その対策 (略) (3) 計画 事業計画 (令和3年度～7年度)				
持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の 振興	(1)学校教育関 連施設	(略)			8 教育の 振興	(1)学校教育 関連施設	(略)		
	(3)集会施設、 体育施設等	(略)				(3)集会施 設、体育施設 等	(略)		
	日光公民館受電設備改修事業 内 容: <u>日光地区の地域活動の拠点である日光 公民館の受電設備について、改修及び 更新を行う。</u> 必要性: <u>施設を安全に使用するため、経年使用 により交換推奨時期を迎えた受電設備の 改修及び更新が必要である。</u> 効 果: <u>日光公民館の受電設備の改修及び更新 を行うことで、利用者の安全性及び利便 性を確保することができる。</u>		町						

変 更 後				変 更 前			
10～12	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	(略)		町	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	(略)	
		<p><b>特別支援教育支援事業</b></p> <p><u>内 容:</u> 教育上特別の支援や介助を要する児童生徒が在籍する学級に介助員として学習支援員を配置する。</p> <p><u>必要性:</u> 社会生活の変化に伴い、家庭での関わり方や発達障がい等に起因するケースの増加が目立っており、年々、学習に向かうことが難しい児童生徒の増加傾向がみられることから学習支援員を配置しサポート対応する必要がある。</p> <p><u>効 果:</u> 学習支援員が学習支援・安全確保等を行うことで、対象児童生徒が安心して学習に専念できる教育環境が整うとともに、担任教員が効果的な授業作りや学級運営に専念することができる。</p>					
10～12	(略)	<p><b>学校司書設置事業</b></p> <p><u>内 容:</u> 選書、図書の受け入れ・廃棄における手続き、図書館内の整備・企画、生徒会委員会活動の補助、調べ学習補助、校外連携等にあたる学校司書を各学校に配置する。</p> <p><u>必要性:</u> 読書アドバイス、多様な資料の提供、子どもたちの調べ学習など、学校図書館を利用した学習を充実させるため、児童生徒を支援できる人的体制整備が必要である。</p> <p><u>効 果:</u> 学校司書を配置することで、常時学校図書館を開館することができ、読書活動の推進、充実した調べ学習への対応が可能となる。また、図書館の事務体制の充実を図ることができる。</p>		町			
10～12	(略)				10～12	(略)	

変更後					変更前				
事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）					事業計画（令和3年度～7年度）過疎地域持続的発展特別事業分				
持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考	持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
1～4 （略）	（略）	（略）			1～4 （略）	（略）	（略）		
5 生活環 境の整備	(7)過疎地域持 続的発展特別 事業	（略）			5 生活環 境の整備	(7)過疎地域 持続的発展特 別事業	（略）		
		<u>桝水第2配水池撤去事業</u> 内 容: <u>桝水第2配水池の解体、撤去を行う。</u> <u>5.2m×4.2m×H3.35m(RC造)</u> 必要性: <u>不用となった配水池を撤去する必要がある。</u> 効 果: <u>不用となった配水池を撤去することにより、国立公園内の環境保全を図ることができる。</u>	町						
		<u>地図管理事業</u> 内 容: <u>地籍調査成果及び電子化された公図を管理する地図管理システムとパソコン本体を更新し、管理運用する。</u> 必要性: <u>公図の交付や地籍調査成果の提供を継続実施するため、地図管理システム及びパソコンを更新する必要がある。</u> 効 果: <u>地籍調査成果の確実な管理及び安定的な住民サービスを継続することができる。</u>	町						

変 更 後					変 更 前				
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	(略)			6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8)過疎地域持続的発展特別事業	(略)		
		<u>公共施設等AED更新事業</u> <u>内 容:</u> 住民の安全・安心を確保するため、町有公共施設にAEDを設置する。 <u>必要性:</u> 住民の心停止による突然死を救うため、不特定多数の者が集う公共施設にAEDを設置する必要がある。 <u>効 果:</u> AEDを設置することで、心停止の傷病者に対して、迅速な救命処置が可能となり、救命率の向上が図られる。	町						
		<u>福祉相談支援システム導入事業</u> <u>内 容:</u> 総合相談事業において、既存の住基システムと連携可能な福祉相談支援システムを導入する。 <u>必要性:</u> 相談内容や支援経過について、主に紙媒体で保管しており、情報共有に時間を要することや、担当以外が対応できない状況がある。 <u>効 果:</u> システムを導入することで、相談経歴・支援経過の検索と閲覧が容易になり、より住民に適したサービス提示など相談業務の効率化と向上、個人情報セキュリティ確保が図られる。	町						

変 更 後				変 更 前			
8 教育の 振興	(4) 過疎地域 持続的発展特 別事業	(略)		8 教育の 振興	(4) 過疎地 域持続的発展 特別事業	(略)	
		<p><u>特別支援教育支援事業</u></p> <p><u>内 容:</u> 教育上特別の支援や介助を要する児童生徒が在籍する学級に介助員として学習支援員を配置する。</p> <p><u>必要性:</u> 社会生活の変化に伴い、家庭での関わり方や発達障がい起因するケースの増加が目立っており、年々、学習に向かうことが難しい児童生徒の増加傾向がみられることから学習支援員を配置しサポート対応する必要がある。</p> <p><u>効 果:</u> 学習支援員が学習支援・安全確保等を行うことで、対象児童生徒が安心して学習に専念できる教育環境が整うとともに、担任教員が効果的な授業作りや学級運営に専念することができる。</p>	町				
		<p><u>学校司書設置事業</u></p> <p><u>内 容:</u> 選書、図書を受け入れ・廃棄における手続き、図書館内の整備・企画、生徒会委員会活動の補助、調べ学習補助、校外連携等にあたる学校司書を各学校に配置する。</p> <p><u>必要性:</u> 読書アドバイス、多様な資料の提供、子どもたちの調べ学習など、学校図書館を利用した学習を充実させるため、児童生徒を支援できる人的体制整備が必要である。</p> <p><u>効 果:</u> 学校司書を配置することで、常時学校図書館を開館することができ、読書活動の推進、充実した調べ学習への対応が可能となる。また、図書館の事務体制の充実を図ることができる。</p>	町				
9 (略)	(略)	(略)		9 (略)	(略)	(略)	

備考 改正部分は、下線の部分である。